



災害時の安否確認

BCPとは「Business Continuity Plan」の略で、非常時における事業継続計画のことを指します。

パンデミックや、台風、震災など非常時において事業への被害を最小限に抑えて経営活動を継続できるよう、あらかじめ計画して備えておくのです。

コロナ禍において急速に広がった在宅勤務もBCPの1つと言えますが、他にも備えておくべきことはたくさんあります。

今回は、BCPの中でも災害時の安否確認について説明します。

誰が何を確認するのか

災害時に社員の安否確認をおこなうのは「無事かどうか知りたい」というのももちろんですが、事業の再開のために「業務に就くことが可能かどうか」を確認するためです。

出社できる状況なのか、テレワークが可能なかなど確認すべき項目を決めて

おく必要があります。

また、誰が中心となって安否確認をおこなうのか指揮系統を決めておきます。

安否確認の方法

災害直後は通信規制がおこなわれることも多いため、安否確認の方法は複数用意しておくのが良いでしょう。

固定電話、携帯電話、PCメールのほか、次のような方法があります。

・安否確認システム

社員が多い場合、一人ひとり連絡するのは大変です。費用はかかりますが、いろいろな企業が提供している安否確認システムを利用すると良いでしょう。安否確認だけでなくその後の指示などのやり取りができるようになっていくほか、サーバーが分散されているなど大規模災害を想定して作られています。

・Google フォーム

Google フォームを利用して安否確認のアンケートを作成し、メールやSNSで

社員に送信する方法もあります。Google フォームは無料で誰でも利用できる上、知りたい項目を簡単に作れて集計しやすいという利点があります。

・LINE など SNS

少人数であればLINEのやり取りで十分です。ビジネス版のLINEでは、災害時に効率よく社員の安否確認をおこなうサービスもあります。

・災害用伝言ダイヤル・伝言板

どうしても連絡がつかない社員については、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板を利用します。

* * * * *

災害直後に社員が自宅にいるとは限らないため、場所を限定せず使える連絡手段であることが大切です。

また、緊急時に使い方がわからないようでは困ります。使い慣れた連絡方法が望ましいでしょう。年に1～2回でもよいので安否確認の訓練をしておくことも大切です。

労働ひとこと

令和3年3月より、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。これにより、次のようなメリットがあります。

①医療機関や薬局で顔認証付きカード

リーダーが導入され、顔認証で本人確認と保険証確認を一度に実施できるようになります。

②高額療養費の利用において、あらかじめ

め限度額適用認定証(6ページ参照)を申請する必要がなくなります。

③転職の際などに保険証の切り替えを待たずにスムーズに受診できます。

マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に

さらに令和3年秋ごろからはマイナポータル^{*}を活用して自分の医療費情報や薬剤の情報も確認可能になる予定です。これにより医療機関の

領収書がなくても確定申告の手続きができるようになります。また、患者の同意のもと医師がオンラインで薬剤情報を確認できるため医療の質の向上が期待できます。

健康保険証として利用するためには、事前にマイナポータルで登録が必要です。

登録の受付はすでに始まっています。

^{*}自分のマイナンバーに関する情報にアクセスできるサービス。